第25節 企業等の防災対策の推進(県総務部,産業経済部)

第1目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして,防災訓練に努めるほか,地域と連携した実践的な訓練を実施し,地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

企業等は,直接の防災関係機関ではないが,地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから,企業各々の防災知識等の普及は重要である。また,その社会的使命を考えるとき,地域における防災上の役割は,決して小さいものではない。このため,県,市町村,防災関係機関は,防災訓練等の機会をとらえ訓練への参加等を呼びかけ,また,企業等自らも防災訓練を積極的に実施する。

第3 企業等の防災組織

企業等は,従業員,利用者等の安全を守るとともに,地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に,大規模な地震災害が発生した場合には,行政や県民のみならず,企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため,企業等は,自衛消防組織等を編成し,関係地域の自主防災組織と連携を図りながら,地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は,おおむね次の事項について,それぞれの 実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水,食料,生活必需品など,災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設耐震化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力